

名勝木曽川の堤防整備に関する検討委員会 規約

(名称)

第1条 本会は「名勝木曽川の堤防整備に関する検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的及び設置)

第2条 委員会は、名勝木曽川における堤防整備について、治水、景観や地勢等の風致、生活や利用の面から検討の上、設計・施工に関する助言を行うことを目的とし、木曽川上流河川事務所長（以下「事務所長」という。）が設置する。

(委員)

第3条 委員は、有識者と関係行政機関の指定役職者として構成する。

- 2 有識者の委員は、事務所長が2年以内の任期で委嘱し再任を妨げない。
- 3 関係行政機関の委員は、委員会への出席を代理者に委ねることができる。
- 4 事務所長は、委員に準ずる者をオブザーバーとして招請することができる。

(委員会)

第4条 委員会には委員長を置き、有識者の委員の互選により定める。

- 2 委員長は、議長を務め委員会の議事進行を掌る。
- 3 委員長は、議事に必要があると認めるときは、前条の委員及びオブザーバー以外の者に対し、委員会への出席、説明や発言を求めることができる。
- 4 委員会の開催は公開を原則とし、委員の総意により部分的に非公開とすることができる。
- 5 委員会の配付資料及び議事要旨は、特定の者の利害に関わるものを除き公開を原則とする。

(事務局)

第5条 事務局は、木曽川上流河川事務所に置く。

- 2 事務局は、委員会の運営に関する事務、その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約の改正は、事務局が委員会に諮り委員の同意をもって行う。

- 2 この規約に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が委員会に諮り委員の意見を聴いて定める。

(附則)

この規約は、令和5年8月2日から施行する。

名勝木曾川の堤防整備に関する検討委員会 委員

有識者

氏名	所属	専門	備考
おかもと まりこ 岡本 真理子	東海学院大学 教授	景観	
こいど よしみつ 小井土 由光	岐阜大学 名誉教授	地質	
せぐち てつお 瀬口 哲夫	名古屋市立大学 名誉教授	都市計画	
ふじた ゆういちろう 藤田 裕一郎	岐阜大学 名誉教授	河川	
まるやま ひろむ 丸山 宏	名城大学 名誉教授	景観	○

〈五十音順 敬称省略〉

○：委員長

関係行政機関

機関	所属 役職	担当行政
岐阜県	環境生活部 文化伝承課長	文化財
	都市建築部 都市政策課長	景観
各務原市	教育委員会事務局長	文化財
	都市建設部長	景観
愛知県	都市・交通局 公園緑地課長	景観
犬山市	都市整備部長	景観

〈総務省地方公共団体コード順〉